

上板町の補助事業・制度を ご紹介します！

上板町では、様々な補助事業・制度等により、上板町民皆様の暮らし・生活をサポートしています。
令和8年度に実施する補助事業・制度の内容をご紹介します。



※上板町で行っている全ての補助事業・制度等ではありません。

交付する補助金は所得として**課税の対象**となる場合があります。

詳しくは各ページをご覧ください。

事業者支援

- ・スマート農業推進事業……………P14
- ・有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金…P14
- ・果樹害虫防除対策事業……………P14
- ・藍生産力向上事業……………P15
- ・サトウキビ生産力向上事業……………P15
- ・農業経営収入保険加入推進事業……P15

くらし応援

- ・徳島バス定期券購入費補助制度……………P16
- ・自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業…P16
- ・高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業…P17
- ・敬老祝金支給事業……………P17
- ・高齢者補聴器購入費助成事業……………P17

福祉支援

- ・带状疱疹予防接種費用助成事業……………P18
- ・風しん予防接種費用助成事業……………P18
- ・出産祝い育児用品等支援事業……………P19
- ・妊婦のための支援給付金事業……………P19
- ・こうのとりの支援事業……………P20
- ・不育症治療費等助成事業……………P20

環境への備え

- ・家庭用生ごみ処理容器等購入費補助事業…P21
- ・浄化槽設置整備事業……………P21

くらし・住宅・移住支援

- ・結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム事業……………P22
- ・結婚支援事業……………P22
- ・住宅リフォーム補助事業……………P23
- ・住宅取得応援助成事業……………P23
- ・移住就業等支援事業……………P23
- ・わくわく移住支援事業……………P24

地域防災への支援

- ・自主防災組織活動助成事業……………P25
- ・防災士資格取得補助事業……………P25

災害への備え

- ・危険ブロック塀等安全対策支援事業…P26
- ・感震ブレーカー設置事業……………P26
- ・災害時協力井戸登録及び水質検査費補助事業……………P26
- ・木造住宅耐震化促進事業……………P27

空き家対策支援

- ・老朽危険空き家除却支援事業……………P28
- ・空き家利活用改修支援事業……………P28



13ページから28ページまでは抜き取って保存ができます。

上板町スマート農業推進事業のご案内

上板町の認定農業者等を対象に、スマート農業機械等の購入を補助します。(審査あり)

補助率 1経営体当たり 購入額の10分の3以内、**上限200万円**
※複数の設備等を取得しても交付は1回限りとします。

1. 事業の内容

対象となる設備の例	内 容
農林水産省スマート農業技術カタログに掲載されている機械の導入	農林水産省の「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機械は、原則として「スマート農業導入補助」の対象となります。 ※畜産に関係する設備等も含む
ガイダンス・自動操舵補助システム	作付け品目によっては非常に精密な圃場作業が必要となる場合があり、圃場内での経路誘導や自動運転により効率と精度の向上を目的とする設備
経営管理システム(営農・生産管理)	ICTを活用した営農アシストシステム・圃場、品目ごとの栽培計画、作業記録、収量、出荷などの情報管理
自走草刈機	リモコン式自走草刈機
ドローン	病害虫防除、施肥用

※対象になる機械等のイメージが掴みにくい場合は、農林水産省のスマート農業技術カタログを参考にしてください。

※リース料、通信料、メンテナンス費、保険料等は補助対象外となります。

2. 補助の対象者

上板町内に住所または本社を有する認定農業者(個人・法人)、認定新規就農者(個人・法人)、農業経営基盤の強化に関する基本構想の水準に経営規模が到達していると認めた者

3. 募集・申請期間

令和8年4月1日～令和8年10月23日

補助金は予算の範囲内となりますので、事前にお問い合わせください。

申請に必要な書類は窓口にて説明、お渡しをします。

●お問い合わせ●

産業課 ☎ 088-694-6806

有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金について

有害鳥獣による農業被害を防止するため、有害鳥獣被害防止対策設備を購入者に対して、その経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付します。

【補助金の交付対象者】

上板町在住者で、有害鳥獣被害を受けるおそれのある農地を所有又は農業を営んでいる方。(町税等の滞納がない方)

【補助対象経費及び補助金額】

有害鳥獣侵入防護柵等資材購入費用です。

※附属品のみは、補助対象外です。

補助金額：資材購入費用の2分の1

(個人限度額200,000円・団体限度額500,000円)

※限度額内であれば、年度内複数回申請可能。

【補助金申請】

○有害鳥獣被害防止対策設備購入補助金交付申請書兼請求書

○資材購入費用の領収書(写し)

○位置図及び完成写真 など

※様式は、上板町役場 産業課 に備え付けています。

●お問い合わせ●

産業課 ☎ 088-694-6806

果樹害虫防除対策事業について

病害虫による重大な果樹被害の未然防止及び被害拡大を防ぐため、主に、桃に対するクビアカツヤカミキリの防除や、柿に対するカメムシの防除に取り組む果樹生産者に対してその経費の一部を、予算の範囲内において補助金を交付します。

【補助対象者】

①町内に住所をおく被害樹木の所有者及び町長が申請を認める方

②被害樹木の伐採や抜根後の処置、運搬を適切に行う方

③農業取締法を遵守し、薬剤を適切に管理、使用できる方。

【補助金の種類】

補助率 生産者1戸当たり

購入額及び経費の2分の1、上限5万円

※同一年度5万円に達するまで複数回申請が可能です。

【補助金交付申請】

当該年度補助金交付申請書兼請求書(様式1)

防除対策に要する品目を購入した際の領収書を添付してください。

※様式は、上板町役場 産業課 に備え付けています。



●お問い合わせ●

産業課 ☎ 088-694-6806

上板町藍生産力向上事業について

上板町の特産物である藍の栽培面積の維持・増加及び新規に藍栽培を開始する農業者に対し支援を行い、藍生産力の維持・強化を図ります。

1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、既存の藍作付面積の維持或いは増加に寄与し、原則として町内のすくも生産農家に藍葉として出荷した者、又は自家使用のために栽培している者。

2. 補助金の種類

令和8年産の藍の作付けに対して
15,000円/10アール

3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする者は、すくも栽培農地の場所等(栽培農地一覧)の写しを添えて補助金交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③藍葉を出荷・販売、又は自家利用した後は、生産農家への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。

●お問い合わせ● 産業課 ☎ 088-694-6806

上板町サトウキビ生産力向上事業について

上板町の特産物であるサトウキビを栽培する農業者に対し支援を行い、サトウキビの生産力の維持・強化を図ります。

1. 交付対象者

上板町内に住所又は事務所の所在地をおく農家または法人のうち、上板町のほ場でサトウキビを栽培し出荷、又は自家利用している者。

2. 補助金の種類

令和8年産の
サトウキビの作付けに対して
15,000円/10アール

3. 補助金交付要件等

- ①補助金の交付を受けようとする者は、サトウキビ栽培農地の場所等(栽培農地一覧)の写しを添えて補助金交付申請が必要です。
- ②対象となる栽培農地は、原則として所有権又は利用権等の権利を有している農地とするため、申請時点で権利設定のない自家所有以外の農地については、所有権又は利用権等の権利を有するよう努めてください。
- ③サトウキビを出荷・販売、又は自家利用した後は、販売先への出荷が確認できる納品証明書又は自家利用が確認できる写真を実績報告書に添えて報告をしてください。

●お問い合わせ● 産業課 ☎ 088-694-6806

農業経営収入保険加入推進事業補助金

農業経営収入保険への加入者に対し、保険料の一部を補助

農業者の経営努力では避けられない様々な収入減少リスクに備えるため、農業共済組合が行う農業経営収入保険への加入を促進することを目的とし、加入者に対して保険料の一部を補助します。

■補助事業の内容

収入保険に新規に加入もしくは継続加入し、保険料・積立金・付加保険料(事務費)を納付した農業者を対象に、払い込んだ保険料(掛け捨て分)の一部を補助する。

■補助対象者

上板町に住所を有しており、農業経営収入保険に新規加入および継続している個人
上板町に本社を有しており、農業経営収入保険に新規加入および継続している法人

■補助金額

保険料(掛け捨て分)の10分の4以内

ただし、1加入者に対し20万円を上限とする。

※付加保険料は対象外

※営農計画に変更が生じるなど、保険料に不確定要素がある場合は、保険期間が終了後での補助金交付申請をお願いします。



●お問い合わせ● 産業課 ☎ 088-694-6806

徳島バス定期券購入費補助制度

上板町民の皆様の経済的負担の軽減と徳島バス利用促進のため、徳島バス定期券購入者に対して、補助金の交付を行います。

1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、町内のバス停留所を利用し、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に1ヶ月以上の徳島バス定期券を購入した方。

2 補助金額

徳島バス定期券購入費の1/2の金額
(100円未満の端数は切り捨て)。

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。



●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

自転車乗車用ヘルメット購入費補助

上板町民の皆様の経済的負担及び交通事故による被害の軽減のため、自転車乗車用ヘルメット購入者に対して、補助金の交付を行います。

1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、また、同一の補助金を受けてない方で、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に自転車乗車用ヘルメットを購入した方。

2 補助金額

自転車乗車用ヘルメットの購入費の1/2の金額
(100円未満の端数は切り捨て)。

※1人1個あたり上限3,000円

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。



●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業

【対象者】

- ①75歳以上の方
- ②65歳～74歳の方
(運転免許証を返納された方、取得していない方)

●年額12,000円分の助成券を以下から選択できます。

- ①バス料金助成券のみ 12,000円分
- ②タクシー料金助成券のみ 12,000円分
- ③バスとタクシー料金助成券 各6,000円分



【利用できる事業所】

- ・バス 徳島バス (路線バスに限る)
- ・タクシー ①松島タクシー
②あおばの郷 福祉タクシー『さぽーとあおば』
※利用条件があるため、事前にあおばの郷 (☎088-694-5777) までお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

- 本人確認書類
- ※代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類
- 助成券の交付は1年(4月1日から翌年3月31日)に1回のみです。
- 交付後の交換・再交付はできませんのでご注意ください。
- 助成券を受け取ったことに伴い、所得申告が必要になる場合があります。詳しくは税務課へお問い合わせください。

●お問い合わせ● 福祉介護課 ☎ 088-694-6810

敬老祝金支給事業

●支給対象者

上板町に住所を有し、次のいずれかに該当する方。

- 1 基準日(当該年9月1日)時点で満88歳の方
- 2 当該年の4月1日から翌年3月31日までに満99歳または満100歳となる方
- 3 当該年の4月1日から翌年3月31日までに満101歳以上となる方

●支給金額

満 88歳の方	10,000円
満 99歳の方	30,000円
満100歳の方	50,000円
満101歳以上の方	10,000円

●申請手続き

- ・99歳、100歳 申請不要 (お誕生日以降に訪問します。)
- ・88歳、101歳以上 要申請 (対象の方に9月下旬頃に案内通知と申請書を送付します。)
- ※申請の際は、本人確認書類・振込先の通帳写し(本人名義のもの)を持参してください。代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。
- ※当該年度を超えての申請はできません。



●お問い合わせ● 福祉介護課 ☎ 088-694-6810

高齢者補聴器購入費助成事業

高齢者の積極的な交流を支援するため補聴器本体の購入費用の一部を助成します！

助成金額上限3万円

※片耳・両耳を問わず上限は3万円です

【対象者】

- ①上板町に住所を有し、現に居住する満65歳以上の方
- ②町税等の滞納が無い方
- ③聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④医師により補聴器の必要性を認める証明を受けることができる方
- ⑤過去日本事業を利用したことが無い方
- 本事業の詳細につきましては福祉介護課へお問い合わせください。



●お問い合わせ● 福祉介護課 ☎ 088-694-6810

带状疱疹予防接種(任意接種)費用助成について

*任意予防接種：医師と相談のうえ、個人の意思により接種を受けます。

接種日において上板町内に住所がある**50歳以上65歳未満の方**で、带状疱疹予防接種について任意接種を希望する方に接種費用の一部を助成します。但し、定期接種対象者を除きます。

1. 助成額 生ワクチン4,000円

不活化ワクチン10,000円×2回

*2種類のワクチンがあります。接種方法や接種回数が異なります。必ず医師と相談し、どちらか一方のワクチンを選択し規定の回数の接種を完了しましょう。

2. 接種医療機関 *町内下記医療機関の接種のみ。

医 院 名	住 所	電 話 番 号
井関クリニック	上板町椎本字椎ノ宮314番地1	088-637-6066
ともなり消化器・ 肝臓内科クリニック	上板町七條字山ノ神22番地1	088-694-5515
野田医院	上板町鍛冶屋原字西北原18番地	088-694-2009

3. 申請先 上板町保健相談センター

風しん予防接種費用助成について

妊婦さんへの風しんの感染を防ぐことで、生まれてくる赤ちゃんの「先天性風しん症候群」を予防するための対策として、風しん予防接種費用の一部を助成します。

1. 対象者 (1) 予防接種を受けた日に上板町に住所を有する方で、風しんの抗体検査において陰性と診断され、かつ、次のいずれかに該当するものであること。
ア 妊娠を希望する、又は妊娠する可能性の高い女性
イ 昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性かつ、アの配偶者等の同居者

(2) 予防接種を受けた日が、平成25年10月22日以降であること。

2. 助成回数 1回

3. 助成金額 ア 風しん単抗原ワクチン 3,500円

イ 麻しん風しん混合ワクチン 5,000円

ただし、接種費用がこの金額に満たない場合は実際の接種費用を助成する。

4. 申請時に必要な物 次に掲げる書類の原本もしくはコピーを持参してください。

- ① 風しんの抗体検査において陰性と判断された者であることを証明することができる資料
- ② 当該予防接種に要した費用に係る領収書
- ③ 予防接種を受けたことがわかる書類（接種済証等）
- ④ 費用を振り込む通帳（本人名義のものに限る）
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

5. 申請先 上板町保健相談センター



上板町出産祝い育児用品等支援事業

上板町民の出産を祝福し、次世代を担う子ども達のために育児用品の配布事業を行っています。

内容といたしましては、紙おむつ、おしりふき等の育児用品の消耗品を主にセットして配布しています。



●お問い合わせ● 福祉介護課 ☎ 088-694-6810

妊婦のための支援給付金事業

妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うことを目的として、令和7年4月1日より子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と、児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を一体的に実施しています。

対象者

申請時点で上板町に住民票があり、妊婦給付認定を受けた方

※妊婦給付認定を受けるには、医師による胎児心拍の確認が必要です。

※流産・死産・人工妊娠中絶、お子さまを亡くされた方も給付の対象となります。

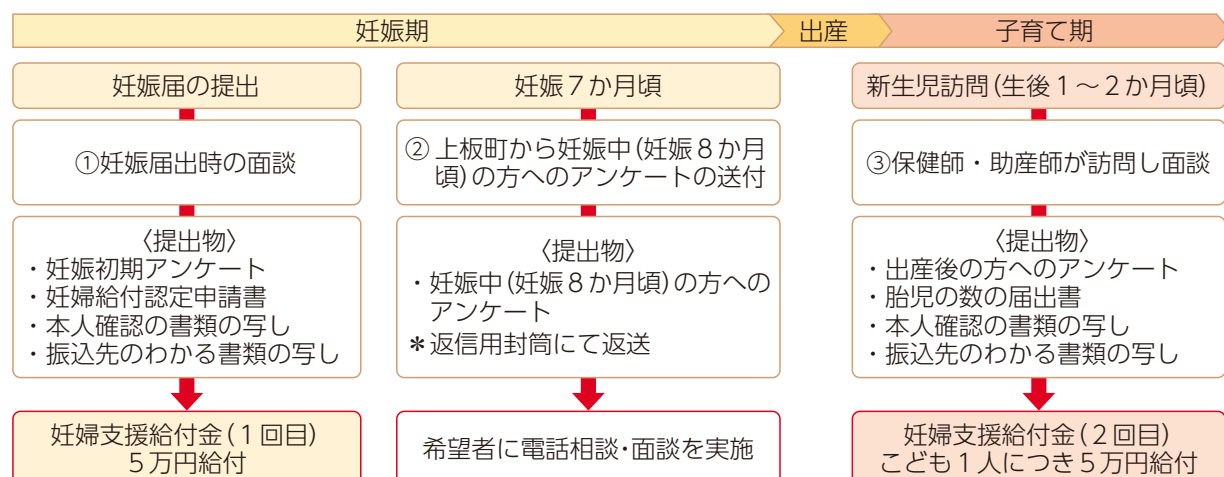
給付内容

	1回目（妊婦給付認定後）	2回目（胎児の数の届出後）
支給金額	妊婦1人につき5万円	妊娠しているこども（胎児）の数×5万円
申請時期	妊娠届出時	出産後
申請期限	胎児の心拍が医療機関等で確認された日から、2年を経過する日まで	出産予定日の8週間前から、2年を経過する日まで

必要書類

- ・妊婦本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・妊婦名義の振込先口座情報が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）

妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）の流れ



●お問い合わせ● 上板町保健相談センター 保健師 ☎ 088-694-3344

上板町こうのとりの応援事業

(生殖補助医療(保険適用後)の自己負担分の助成事業)

子どもを望むご夫婦(事実婚を含む。)が不妊治療を受けた際の経済的な負担の軽減を図るため、令和7年4月1日より治療を開始した医療保険適用分の生殖補助医療(体外受精・顕微授精)にかかった治療費の自己負担の一部を助成します。



＜対象者＞ 次の①から⑤の全てに該当する方が対象です。

- ①法律上の婚姻または事実婚をしている夫婦であること
- ②申請日に夫妻のどちらかが1年以上継続して上板町の住民基本台帳に記録されていること
- ③助成申請に係る治療の期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ④助成申請に係る治療について、他の自治体等が実施する治療の助成を受けていないこと
- ⑤本事業の助成の申請日において、夫婦ともに町税等の滞納がないこと

＜助成内容＞

1. 助成の対象となる治療
令和7年4月1日以降に保険診療で行われた生殖補助医療(体外受精・顕微授精)の治療
2. 対象費用：不妊治療に要した自己負担額の合計金額に相当する額
※助成が高額となる場合、助成制度として「高額療養費制度」があります。
※高額療養費制度および保険者からの付加給付等がある場合は、これを控除した金額が助成の対象となります。
3. 助成上限額：1回の治療につき上限10万円
4. 助成回数

治療期間の初日における妻の年齢	回数の上限
40歳未満	通算6回まで
40歳以上43歳未満	通算3回まで

★詳しくは下記までお問い合わせ
いただくか、QRコードより町HP
をご覧ください。



上板町不育症治療費等助成事業

子どもを望むご夫婦(事実婚を含む。)が不育症の検査及び治療を受けた際の経済的な負担の軽減を図るため、令和7年4月1日より治療を開始した医療保険適用分の不育症の検査及び治療費の自己負担の一部を助成します。

＜対象者＞ 次の①から⑥の全てに該当する方が対象です。

- ①法律上の婚姻又は事実婚をしている夫婦であること
- ②夫又は妻が治療開始日より以前に1年以上継続して上板町の住民基本台帳に記録されており、申請日時点においても継続して上板町の住民基本台帳に記録されていること
- ③助成申請に係る治療等の期間の初日における対象となる治療等を受ける者の年齢が43歳未満であること
- ④流産・死産のいずれかに合計2回以上該当した既往があり、治療等を受ける者が産科婦人科医により不育症と診断されていること
- ⑤助成申請に係る治療等について、他の自治体等が実施する治療等の助成を受けていないこと
- ⑥夫婦が町税等を滞納していないこと

＜助成内容＞

1. 助成の対象となる治療：令和7年4月1日以降に医療機関で受けた不育症の検査および治療
2. 対象費用：治療等に要した自己負担額の合計金額に相当する額
※助成が高額となる場合、助成制度として「高額療養費制度」があります。
※高額療養費制度および保険者からの付加給付等がある場合は、
これを控除した金額が助成の対象となります。
3. 助成上限額：1回の治療につき上限2万5千円
4. 助成回数：1年度に1回まで(通算6回まで)

★詳しくは下記までお問い合わせ
いただくか、QRコードより町HP
をご覧ください。

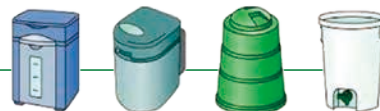


環境への備え

生ごみ処理機等でごみの減量化に取り組みませんか

町では、生ごみの減量化及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等の購入に補助金制度を設けておりますのでご活用ください。

詳細は、町HPをご覧ください。環境保全課へお問い合わせください。



【補助金額】

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

- ①電気式生ごみ処理機器(例：乾燥式・バイオ式) ②生ごみ処理容器(例：コンポスト・EM菌等使用容器)
購入価格の3分の2以内の額で、上限30,000円 購入価格の全額で、上限5,000円

※上記において補助金額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

※補助金の交付対象は1世帯につき、電気式生ごみ処理機器(1基まで)又は生ごみ処理容器(2基まで)のどちらかとなります。ただし、電気式生ごみ処理機器は補助金の交付を受けたときから6年、生ごみ処理容器は2年を経過したときは、この限りではない。

※先着順に受け付け、補助数に達し次第、締め切りとなります。

●手続き方法などお問い合わせ先● 環境保全課 ☎ 088-694-6813

合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

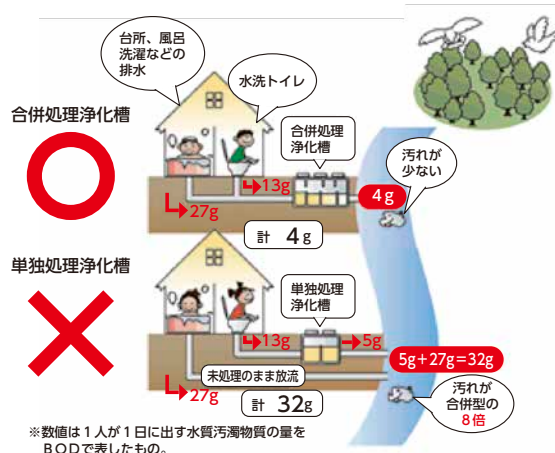
合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているの、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。



合併処理浄化槽設置補助

町では、生活排水対策として、新たに合併処理浄化槽を設置した方(新設)、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方(転換)に対して、補助金を交付しています。

なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、右記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。

本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るためにも、補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。

●合併処理浄化槽設置補助

人 槽	新設(補助限度額)	転換(補助限度額)
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

●撤去費補助

区 分	補助限度額
単 独 槽 撤 去	120,000円
汲 取 り 槽 撤 去	120,000円

◎受付期間：令和8年4月1日～令和8年11月30日

なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切る場合があります。

また、受付期間終了時に補助予定基数に達していない場合、工事完了予定日を考慮した上で受付する場合があります。詳細については、環境保全課(☎088-694-6813)までお問い合わせください。

●お問い合わせ● 環境保全課 ☎ 088-694-6813



結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム (結婚新生活支援事業) 最大60万円

婚姻時年齢30歳以上の場合
最大30万円

令和8年度中(R8.4.1～R9.3.31)に結婚した世帯に対し、居住費などを補助

●対象となる費用



住宅購入費
(新築・中古)



リフォーム費
(業者が行うもの)



家賃・敷金・礼金・共益費
(駐車場代は対象外)



引越し費
(業者が行うもの)

※対象となる費用
は令和8年度中
に発生したもの
になります

●申請できる方

- ・婚姻時夫婦ともに39歳以下
- ・世帯所得500万円未満(世帯合算)
- ・5年以上継続して上板町に居住する意思がある
- ・ライフデザイン支援講座を受講した方 など

●申請時に必要なもの

- ・婚姻がわかるもの(受理証明、戸籍全部事項証明等)
- ・住民票(写し)
- ・所得がわかるもの(所得課税証明等)
- ・契約書、領収書(写し) など

※令和7年度に交付を受けた方で、上限額に達しなかった場合は、令和8年度に補助上限額から既に交付を受けた金額を差引いた金額を請求できます。

※申請される場合は、**必ず事前にご相談**ください。

●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

あなたと出会いたい人がいる

上板町では、積極的な結婚活動を応援するため、とくしまマリッジサポートセンターが運営する「マッチングシステム」の会員登録費を補助します。

■対象経費

マリッサとくしまマッチング会員登録料の半額(1/2)

■対象者

上板町に現住所がある18歳以上の独身の方

■補助金申込の流れ



●補助制度に関するお問い合わせ●

企画防災課
☎ 088-694-6824

●マッチングシステムに関するお問い合わせ●

とくしまマリッジサポートセンター
☎ 088-656-1002 (水曜日・木曜日休み)

くらし・住宅

住宅リフォーム補助事業

上限 **20万円**
(対象工事費の30%)

受付期間
令和8年
4月13日～5月15日



住宅のリフォーム工事費の30%上限20万円補助
(例 工事費67万円(税抜)×30%=20万1千円 補助額20万円)

予算の範囲内で補助
※応募多数の場合は抽選となります

●対象となる工事

- ・上板町内の業者が施工し、令和9年2月末までに完了できる工事
- ・対象工事費(税抜)が20万円以上の工事
- ・住宅のリフォーム工事(キッチン取替、床板張替え、外壁塗装等)

●申請できる方

- ・住宅の所有者又は居住者※過去に申請した方又は住宅は再申請できません
- ・上板町内に1年以上居住されている方

●申請からの流れ



※申請時点で契約又は工事に着手・完了している場合は対象となりません



役場では、施工業者の紹介やあっせんはできません。ご了承ください。



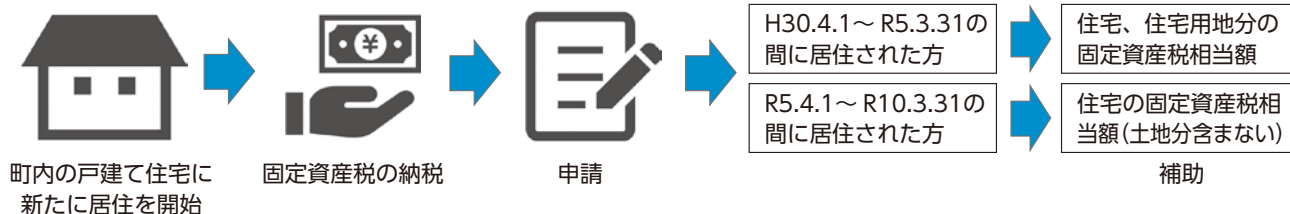
住宅取得応援助成金

固定資産税相当額
最大 **5年間**

申請期間
令和8年 令和9年
7月1日～3月13日



●制度の流れ



●補助対象者

- ・住宅(新築・中古)を取得した方
- ・定住した方
例) 親名義の住宅に子が居住を開始

●必要書類

- ①住民票(続柄記載)写し
- ②固定資産税課税明細書・納税通知書・領収書
- ③登記事項証明書又は登記完了証
- ④助成金振込口座の通帳 写し
- ⑤住宅付近見取り図
- ⑥その他町長が必要と認める書類

注) 住宅によっては相当額全額が助成されない場合があります

注) 申請は初回以降も毎年申請が必要となります

移住就業等支援金

5万円



○対象者

上板町内の事業所で常用労働者として1年以上勤務している方で、上板町に1年以上居住している方。

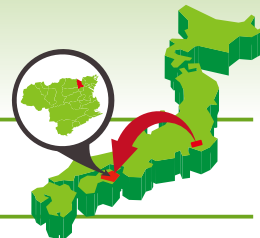
○その他の要件

- 住民登録が令和3年10月1日以降である
- 支援金交付後も引き続き上板町に居住する意思がある

※その他詳細については、上板町移住就業等支援金交付要綱を必ずご確認ください。

移住

上板町わくわく移住支援事業



東京圏・大阪圏から
上板町へ

東京圏: 東京都・神奈川県・千葉県
埼玉県(一部対象外地域あり)
大阪圏: 大阪府・京都府・兵庫県

東京圏
から

移住支援金

单身 
60万円を支給

二人以上の世帯 
100万円を支給 +

18歳未満の
子どもがいる場合
※子ども一人につき  **最大**
100万円を支給

※支援金の受給には各要件を満たす必要があります。

東京圏からの方詳しくはこちら→



大阪圏
から

移住支援金

单身 
30万円を支給

二人以上の世帯 
50万円を支給 +

18歳未満の
子どもがいる場合
※子ども一人につき  **最大**
50万円を支給

就職応援金 
30万円を支給

※支援金の受給には
各要件を満たす必要があります。

大阪圏からの方詳しくはこちら→



自主防災組織活動助成事業



上板町では、地域防災力の向上及び自主防災組織の活動活性化を図るため、防災活動を実施した自主防災組織に対して助成金を交付します。

●助成対象

上板町内で結成されている自主防災組織が実施する訓練や研修等の防災活動

●助成額

参加世帯数	助成額
10世帯以下	5,000円+ (参加世帯数×1,000円)
11～30世帯	10,000円+ (参加世帯数×1,000円)
31～50世帯	15,000円+ (参加世帯数×1,000円)
51～60世帯	20,000円+ (参加世帯数×1,000円)
61世帯以上	25,000円+ (参加世帯数×1,000円)

※助成金交付は1年度につき1回のみ（予算の範囲内での交付）



助成金の申請をされる自主防災組織は、防災活動の実施日までに
活動助成金交付申請書を提出してください。

●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824



防災士資格取得補助

講座受講料、資格試験受験料、認証登録料等



地域防災力向上のため、上板町に在住で、上板町防災士会に入会し、活動する意思のある方を対象に防災士の資格取得に関する費用を補助

- 対象経費は防災士機構認証の研修機関による講座受講費、試験受験料、認証登録料です。
- ※経費の事務手数料（振込手数料・書類の郵送料等）は補助対象外

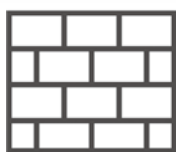


※上板町防災士会とは…主に町内で防災啓発活動を行うボランティア団体です

●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

災害への備え

出典：(一財)消防防災科学センター「災害写真データベース」



危険ブロック 塀等対策



地震発生時にブロック塀等の倒壊など、災害を未然に防止するため、ブロック塀等の撤去・新設にかかる費用を補助

撤去のみ 上限 **133,000円**
撤去+新設 上限 **400,000円** (2/3補助)

- 対象となるブロック塀は避難経路等に面した危険なブロック塀として、安全対策が必要と判断されたもの
- 町内の業者が施工し、令和9年2月末に工事が完了できること



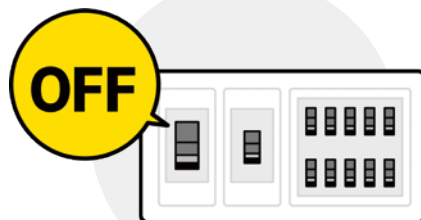
感震ブレーカー

上限 **20,000円** (1/2補助)



地震発生時による住宅火災を防ぐため、感震ブレーカーの購入費・設置費用を補助

- 工事期間：令和9年2月末までに完了できる工事
- ※工事及び契約は交付決定通知受取後に行っていただきます。
事前の着手・契約は対象となりません



災害時協力井戸

上限 **11,000円** (水質検査を希望される場合)



災害時に生活用水として使用する井戸水を無償で提供していただける災害時協力井戸の登録を募集。

※登録された井戸の水質検査を希望される場合に検査費用
上限11,000円を補助

- 登録できる井戸は町内に所在し、現在も使用されており、安全に利用できるもの
- ※登録された井戸は上板町HPに掲載され、広く周知いたします。



災害への備え



住宅改修に対する補助

上限引き上げ！(令和8年度まで)
110万円→最大**210万円**！

耐震化の流れ

まずは・・・

耐震診断 無料

平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震性を調査し、評点を判定を行います
※3階建て以下の木造住宅に限る



今の家に住み続けたい！

耐震化改修(本格改修) 上限**210万円** (4/5補助)

耐震性を向上させるリフォーム工事費を補助

- 耐震診断必須 ※評点**1.0未満**の住宅が対象
- 分電盤タイプの感震ブレーカーの取付必須
- 改修後の評点が**1.0以上**の工事が対象
- 県登録業者等が施工する工事に限る
- 1.5m以上の家具固定必須



費用負担が気になる！

耐震シェルター 上限**80万円** 耐震ベッド 上限**40万円** (4/5補助)

耐震性を有するシェルター・ベッドの設置を補助

- 耐震診断必須 ※評点**1.0未満**の住宅が対象
- 県登録業者等が施工する工事に限る
- 1.5m以上の家具固定必須



新しい家に住みたい！

住替え支援事業(除却) 上限**30万円** (2/5補助)

- 耐震診断必須 ※評点0.7未満の住宅が対象
- 昭和56年5月31日以前の住宅が対象
- 現在居住している住宅が対象
- 解体業者等が施工する工事

その他の支援

減災化相談員派遣 無料

各家庭を訪問し、その家庭の状況にあった「減災化」対策を提案、実施する。

※高齢者(65歳以上)世帯、要介護・支援、障がい者の方がいる世帯等が対象。

減災化対策工事 上限**2万円** (4/5補助)

※減災化相談員派遣による相談を受けた方が対象

- 家具の固定や配置の工夫、窓ガラスの飛散防止等の措置を行い屋内の安全性を向上させる。

申請期間：令和8年4月1日～12月18日

※予算に達した場合は事前に受付を終了することがあります

工事期間：令和9年2月末までに完了

※工事及び契約は交付決定通知受取後に行っていただきます。事前の着手・契約は対象となりません

交付する補助金は所得として課税の対象となる場合があります

申請される場合は事前に上板町 企画防災課へお問い合わせください

●お問い合わせ● 企画防災課 ☎ 088-694-6824

空き家



除却 上限 **80万円** (4/5補助)



災害等により倒壊する恐れのある危険な空き家の除却を行う費用の一部を補助

●対象となる空き家

- ・倒壊すれば道路等を閉塞し、避難・救助活動に支障をきたすもののうち空き家判定業務により、危険な空き家に該当したもの

●対象となる費用

- ・空き家の解体、処分にかかる経費
- ※家財道具、機械、車両等の処分に係る費用は対象外

●対象となる者

- ・空き家住宅の所有者又はその管理者
- ※建物又は土地等に共有者がいる場合や建物に所有者以外の権利者がいる場合は権利者全員の同意が必要です。



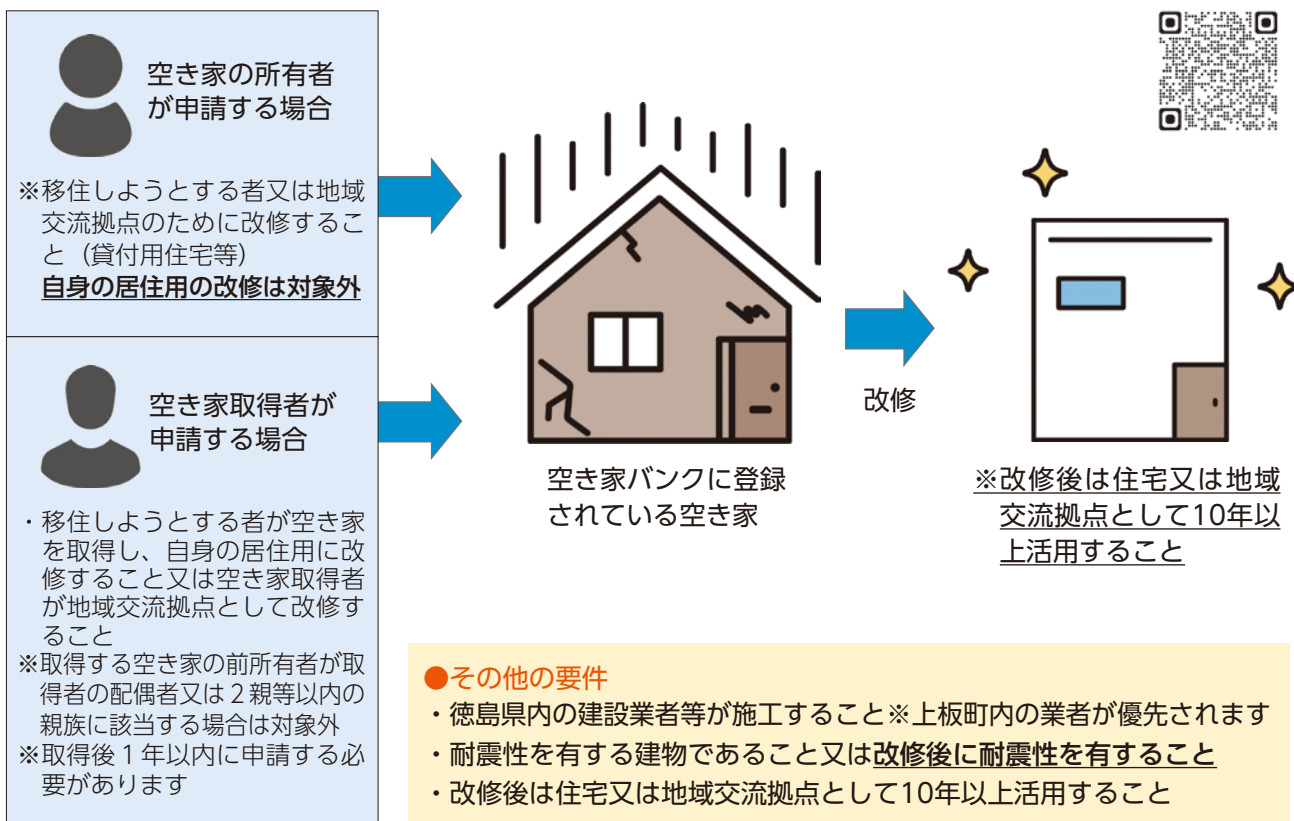
注意

建物を除却することにより、住宅用地特例が適用されず、翌年度から税額が増額になる場合があります



改修 (2/3補助) 上限 **320万円** さらに耐震化改修と併用で上限 **530万円**

上板町空き家バンクに登録した物件を移住者向け住宅又は地域交流拠点として改修する場合の工事費の一部を補助



- ・審査の結果、補助金を受けられない場合があります
- ・補助金は所得として課税の対象となることがあります
- ・補助金交付要綱の規定に反したときは、受けた補助金を返還しなければならない場合があります
- ・記載されている内容の他にも要件がありますので、申請される場合は事前に企画防災課までご連絡ください